

高根沢町立上高根沢小学校いじめ防止基本方針

策定の目的

いじめは、人間の尊厳を侵害し、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。またいじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうるものである。学校は、保護者や地域、町、関係諸機関等との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期解決、再発防止に取り組むことが求められている。

こうした中、「いじめ防止対策推進法」が公布され、「栃木県いじめ防止基本方針」「高根沢町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等の対策に関する基本的な方針「上高根沢小学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1)いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが決して許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにする。
- ・町、学校、家庭、地域住民その他の関係者との下、いじめの問題を組織的に克服することを目指す。

(2)いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(3)いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない行為である。いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうるものという認識をもち、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、暴力を伴わないいじめであっても、生命、身体に重大な危険を生じさせることもあることを念頭に、いじめられた児童の立場に立つことを基本に対応にあたらなくてはならない。

(4)いじめの防止等のための基本的な考え方

小規模特認校である本校では、少人数の学校という特徴を生かして、児童が主体となって活動に取り組み、互いに認め合い、自己肯定感が高まるような教育を目指して学校教育活動を行っている。教職員も児童も全校児童の名前と顔を一致させることができ、ふれあい班活動を中心とした異学年交流活動も盛んである。このような取組、活動を日々行う中で、児童がよりよい人間関係を築き、いじめを許さず、いじめにつながるトラブルを自分たちで解決できる力を身に付けることができるようにしていく。

「いじめは、決して許される行為ではない」「いじめは、どの学級、児童にも起こりうる」といという認識を全教職員がもち、いじめのない学校を目指して、家庭や地域と連携を図り、いじめ

防止の取組の充実、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に努めていく。

①いじめの防止

- ・児童がいじめを正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉えられるような働きかけを行う。
- ・S S T（ソーシャルスキルトレーニング）を計画的に行い、互いに認め合えるような人間関係づくりや集団づくりをする。
- ・特別活動や学校行事を中心に、児童が主体的に活動しやり遂げる活動を通して、自己肯定感を高め、適切な人間関係が築けるようにする。
- ・教職員自身が自分の言動に自覚をもち、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないようにする。そのための研修の機会ももつ。
- ・「分かる・できる・楽しい授業」を展開し、児童が学力を身に付け、授業の中で達成感や成就感をもてるよう支援する。
- ・全教育活動で道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・年間指導計画に基づいて人権教育を実践し、いじめは絶対に許さないという人権感覚を育てる

②いじめの早期発見

- ・児童のどんなささいな変化でも放置せず、全職員で問題を共有できるようにする。
- ・教職員がいじめ防止に対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・教育相談、定期的なアンケート「あのねカード」等を活用し、実態把握に努める。
- ・毎月の職員会議後に児童指導定例会を開き、児童に関する情報交換をし、全教職員で共通理解に努める。

③いじめへの対処(いじめへの組織対応:別紙1)

- ・いじめを把握した場合は、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。いじめたとされる児童に対して適切に指導を行う。
- ・いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導等問題の解決を図れるようにする。
- ・対応にあたっては、「一面的な解釈で対応しない」「プライバシーを守る」「迅速に保護者に連絡する」「教育的配慮のもとで指導を行う」等に留意する。
- ・必要に応じて町や関係諸機関との連携を図る。

④地域や家庭の連携

- ・地域、家庭との連携を密にし、児童を見守る体制の整備に努める。
- ・地域に対し、児童を見守る取組（スクールガード等の活用）を推進することや学校や関係諸機関等への情報提供に努めることについての啓発を行う。
- ・家庭に対して、必要に応じて学校や関係諸機関等と連携をとることについて啓発を行う。
- ・地域学校協議会において、地域代表者・P T A役員等と学校の教育活動の取組や課題を共有し、学校と地域、家庭との連携を図る。

⑤関係機関との連携

- ・必要に応じて、町教育委員会、S C（スクールカウンセラー）、S S W（スクールソーシャルワーカー）、児童相談所、警察署、医療機関等と連携して対応する。

2 学校におけるいじめ防止等の組織的な取組

(1) 組織「いじめ防止対策推進委員会」

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談係、町スクールカウンセラー、関係諸機関で構成する。

(2) 取組内容(行動計画:別紙2)

①いじめの防止のための取組

- ・年度当初に前年度からの引き継ぎをする。
- ・家庭訪問、個人懇談で情報収集し、保護者との連携を図る。
- ・Q-U調査を実施する。
- ・長期休業開けにSSTを全学年実施する。
- ・毎月児童指導定例会を実施する。

②早期発見・早期対応の在り方

- ・定期的なアンケートや「あのねカード」を活用したり、教育相談を実施(2回)したりして、結果を共有する。
- ・学校の相談窓口(担当:教頭)を設置し、保護者からの相談に応じる。
- ・いじめの事実確認、調査、判断、対応をする。

③教育相談体制

④児童・生徒指導体制

⑤校内研修の実施

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合、速やかに町教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

- ・いじめ防止対策推進委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・町教育委員会と協議の上、必要に応じて当該事案に対処する組織を設置する。
- ・調査にあたっては、いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、それまでの人間関係や背景事情はどうであったか、教職員はどう対応したか等の事実を明確にし、再発防止も視点においた調査を実施する。
- ・調査結果を町教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への報告

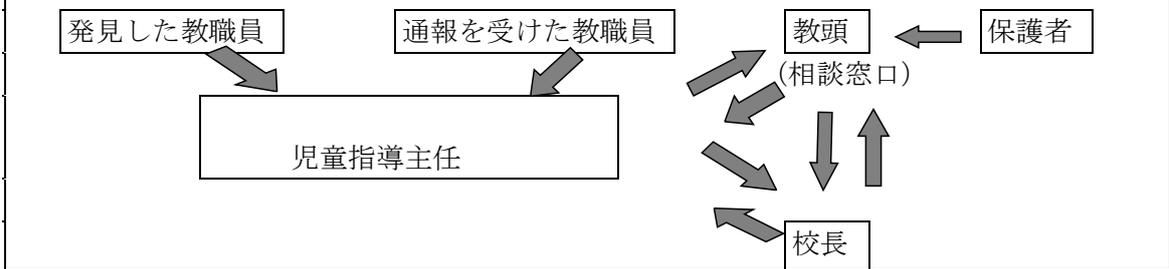
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。

4 その他

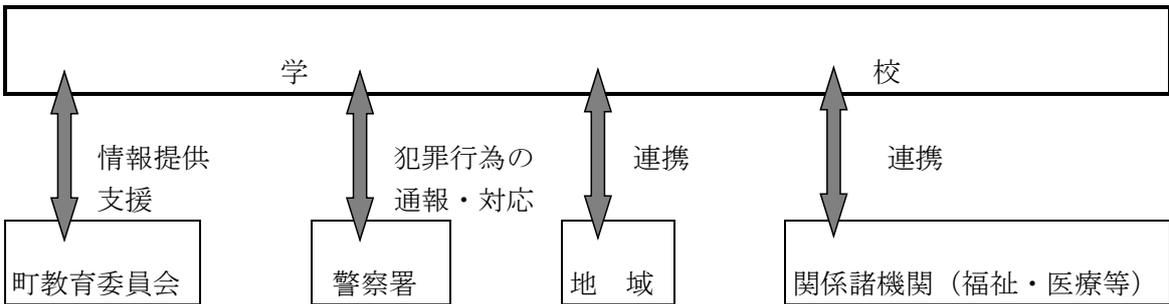
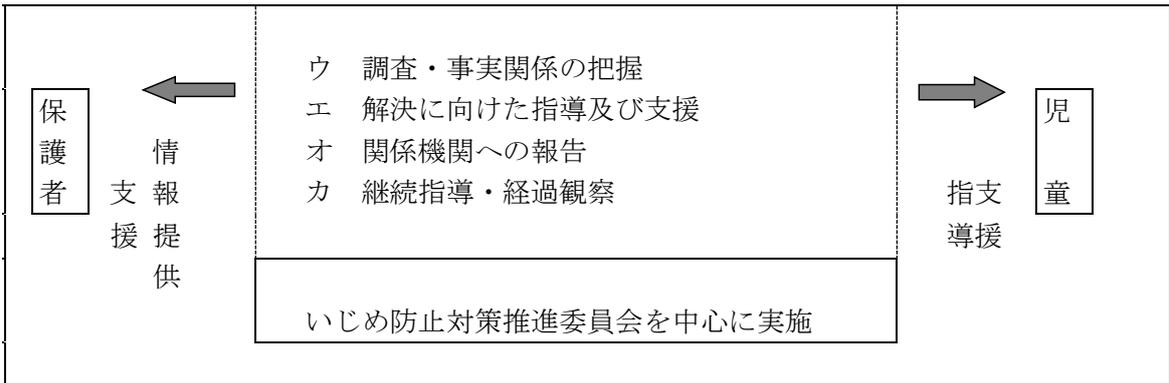
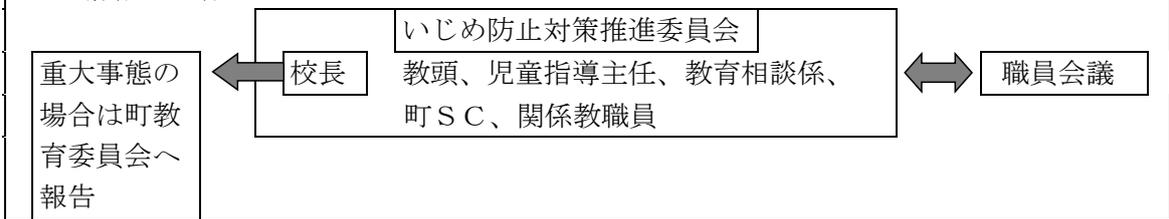
学校の基本方針について、ホームページで公表する。

※ いじめへの組織対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



	主 な 取 組	具体的な活動内容
4月	○児童観察・理解 ○現職教育（配慮を要する児童について） ○学級づくり ○S S T ○学年始PTA（学年懇談） ○児童指導定例会	・引き継ぎ事項の確認 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の共通理解、組織的な対応の共通理解 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・学級内のよりよい人間関係づくり ・学校、学級の指導方針の説明 ・配慮児童に対する共通理解
5月	○児童指導定例会	・配慮児童に対する共通理解
6月	○アンケートの実施 ○教育相談 ○Q-U調査 ○児童指導定例会	・実態把握・指導 ・担任の個人面談による実態把握・指導 ・学級での友達関係や意識の調査 ・配慮児童に対する共通理解
7月	○Q-U調査結果分析 ○児童指導定例会 ○個人懇談	・担任による学級児童の分析、指導方針の検討、確認 ・配慮児童に対する共通理解 ・保護者からの児童の実態把握、指導の連携
8月	○夏休みの生活調査 ○S S T	・夏休み中の児童の様子を把握 ・学級内のよりよい人間関係づくり
9月	○夏休み以降の児童観察 ○児童指導定例会	・夏休み以降の児童観察 ・配慮児童に対する共通理解
10月	○児童指導定例会	・配慮児童に対する共通理解
11月	○アンケートの実施 ○教育相談 ○Q-U調査 ○Q-U調査結果分析 ○児童指導定例会	・事態把握・指導 ・担任の個人面談による実態把握・指導 ・学級での友達関係や意識の調査 ・担任による学級児童の分析、指導方針の検討、確認 ・配慮児童に対する共通理解
12月	○上高小人権週間 ○児童指導定例会	・人権擁護委員による講話等 ・道徳「生命尊重」等をテーマとした授業の実施 ・配慮児童に対する共通理解
1月	○冬休みの生活調査 ○S S T ○希望懇談 ○児童指導定例会	・冬休み中の児童の様子を把握 ・学級内のよりよい人間関係づくり ・保護者からの児童の実態把握、指導の連携 ・児童の実態把握・指導の連携
2月	○学年末PTA（学年懇談） ○児童指導定例会	・児童の実態把握・指導の連携 ・配慮児童に対する共通理解
3月	○児童指導定例会 ○1年間の反省	・配慮児童の変容の報告、指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題の確認 ・引き継ぎ事項の作成

